

会 議 録

会 議 名	平成24年度第1回武蔵村山市都市計画審議会
開 催 日 時	平成25年1月23日(水) 午後2時00分～午後3時00分
開 催 場 所	市役所3階301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：比留間会長、高山委員、米原委員、山崎委員、細岡委員、竹澤委員、石川委員、波多野委員、木村委員、須藤委員、川島委員、沖野委員 欠席者：谷本委員、竹原委員、濱浦委員 事務局：小田中都市整備部長、指田都市計画課長、加藤計画グループ主査、大淵計画グループ主任、栗原計画グループ技師
議 題	議題 1 立川都市計画生産緑地地区の変更について
報 告 事 項	その他 (1)武蔵村山市まちづくり条例について (2)新青梅街道沿道まちづくりについて (3)武蔵村山市まちづくり基本方針の改定について (4)日産跡地地区等の地区計画について
結 論	議題1について：諮問のとおり決定することを適当と認める。
審 議 経 過 (発言者) ◎印＝会長 ○印＝委員 ●印＝事務局	議題1：立川都市計画生産緑地地区の変更  ● 資料1に基づき議題1について説明。＜説明省略＞ 【質疑】 ○ 新旧対照表の摘要欄に分割や精査の記載が部分的にあり、口頭でも全部の理由の説明がなかったが、摘要欄において、こういった削除になる理由等を全て説明できないものなのか。 ● 新旧対照表については、東京都と調整して作られている資料であり、現在このような内容で表示させていただいている。それぞれの理由等については、事務局から随時ご説明させていただきたく思っている。 ○ 今後、一件ずつ説明する必要があるかと考える。 次に、生産緑地地区を新たに指定する際は、それなりの精査を行い、適当かどうか審査をすると思うが、生産緑地に指定するにあたっての要件が満たされているかどうかの審査はどのような手続きでどういうかたちで行なわれているのか。 ● 毎年4月から7月にかけて追加指定の募集を行っており、そこで追加指定をしたいという案件が上がってきた段階で、都市計画課の担当が現地へ赴き、生産緑地として適切であるかの確認を行っている。また、市の指定基準を設けており、そういったものと照らし合わせて適合するかどうかの判断を行っている。 ○ 農業委員会の判断はそこに入ってくるのか。 ● 農業委員会には生産緑地の肥培管理等色々行ってもらって

いるが、あくまで都市計画の手続きということで、これについてはこちらで判断している。

- 追加指定された後、もし農地として適当に使用されていなかった場合、我々も当然責任が生じてくるかと認識しているが、農地としてきちんと管理されているかどうかの見極めほどのようにされているのか。
- 毎日確認する事は難しいが、時間がある時には市内に赴きながら確認を行ったり、市民の方々から生産緑地が畑として管理されていないのではないかという情報等が寄せられた場合、農業委員会の事務局と調整して双方で現地の確認を行ったり、また農地パトロールを農業委員会としても実施していただいております。肥培管理等が必要である場所については農業委員会からも指導していただいている。こちらとしてもそのような方に対して肥培管理をしてほしいということでお話させていただいている。今後も農業委員会の事務局と都市計画課の双方で協力しながら指導していく次第である。
- 指定をした後に市民からの指摘等があり、適切に農地として管理されていないと仮に認められた場合、指定の取り消しも論理的に有り得るのか。
- 生産緑地は一度指定されると解除する要件は非常に限られている。指定から30年経過している場合、農業従事者の死亡の場合、もしくは、故障により農地を耕せなくなった場合の三点のみとなり、それに該当しない場合は生産緑地を解除することはできない。特別な場合として、公共施設に当たる場合に解除されることはあるが、基本的には今の三点のみとなる。したがって、一度生産緑地に指定された場所については肥培管理を徹底していただくよう指導している。
- 資料2ページの下、追加指定の理由のところに「適正に管理されている農地等を指定する」とあり、「等」がついているが、農地以外はどういうことが想定されているのか。
- 生産緑地は指定できるものが畑だけではない。例えば、樹木等を生業としていて、それらを植えておくような場所なども含まれるので、ここでは農地等という表現にしてある。
- 農地に付随する農地内の道路・通路も含まれるものなのか。
- 生産緑地の中にある通路等で、畑を耕すにあたって必要とされるものについては面積として算入している状況である。
- 武蔵村山市内の生産緑地なのに、なぜ名称が「立川都市計画生産緑地地区」なのか。
- 立川都市計画区域というものがあり、これは立川市、武蔵村山市、東大和市の三つの自治体を総称して立川都市計画区域という位置づけがされている。したがって、武蔵村山市で都市計画の手続きを行う場合でも立川都市計画区域内になるため、このような名称が使われている。
- 今回出てきた案件数が多いのだが、年一回でこれだけ进行处理するのか。以前は審議会をこまめに開催していたような記憶がある

	<p>のだがいかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地地区の変更については、従来から年に一度の審議会ということで開催させていただいていると認識している。今回の削除については、平成23年度に申出のあったもので、追加指定については、本年度の4月から7月にかけて申請のあったものを議題にあげさせていただいている。それらを通常1月20日頃に都市計画審議会を開かせていただいて、生産緑地地区の御審議をいただいている状況である。</li> </ul> <p>◎ 委員全員の賛成により、議題「立川都市計画生産緑地地区の変更」については、原案のとおり決定とする。</p> <p><b>【事務局報告要旨】</b></p> <p>(1)武蔵村山市まちづくり条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本条例については、平成23年10月5日に公布され、平成24年4月1日より施行された。施行後は、「まちづくり審議会」の開催等を実施しており、今後施行する予定となっている狭山丘陵の景観の保全のための基準の検討を進めている。</li> </ul> <p>(2)新青梅街道沿道まちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新青梅街道拡幅整備事業を踏まえ、市としても沿道の良好なまちづくりを推進するため、まちづくり条例に基づき、沿道地区住民等で構成される「新青梅街道沿道地区まちづくり協議会」を今年度中に設置し、新青梅街道沿道のまちづくりについて検討を行っていく予定である。</li> </ul> <p>(3)武蔵村山市まちづくり基本方針の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年度は市民アンケート等を実施し、現在は庁内検討委員会において検討を行っており、平成25年度の改定に向けて東京都との協議を行い、説明会やパブリックコメントを実施後、本審議会に諮問する予定である。</li> </ul> <p>(4)日産跡地地区等の地区計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在関係機関と協議を進めており、地区計画の策定期間は未定であるが、内容がまとまり次第本審議会に諮問する予定である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開  <input type="checkbox"/>一部公開  <input type="checkbox"/>非公開  ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u>  0  </u> 人</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>
--------------------	--

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等 : ) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等 : )
------------------	--

庶務担当課	都市整備部 都市計画課 (内線 : 274)
-------	------------------------